



横手市
都市計画マスタープラン〈改正〉

横手市都市計画マスタープラン（改正）にあたって

横手市都市計画マスタープランは、今後、急激な人口減少・高齢化が進展する中でも利便性の高い市民生活の持続的確保や安全・安心な地域づくりを実現するため、土地利用や都市施設、市街地開発などのまちへの投資等の方向性を示すものであり、まちづくりの根幹を構成する重要な計画の一つです。



現行の横手市都市計画マスタープランが策定された平成 21 年以降、急速な人口減少・高齢化の進展、産業構造の変化、市街地の周辺部への拡大と中心市街地の空洞化といった内外部の環境変化に見舞われる中、平鹿総合病院の移転、横手駅の改築・東西自由通路の整備、都市計画道路横手中央線未開通区間の整備などの生活インフラの整備は大きく進展しました。

とりわけ、本市の市民生活や経済活動の重要な基盤である高速道路ネットワークは、平成 31 年度の秋田自動車道・横手北スマートインターチェンジの供用開始を控え、さらには、秋田自動車道・北上 JCT・大曲 IC 間の 4 車線化に向けた官民一体の要望活動が展開されており、急速な進展が期待されるところであります。

これらの社会情勢への対応や本市の抱える課題の解消を確実に進めていくために、概ね 20 年後の都市像を見据え、このたび都市計画マスタープランの改定を行ったところです。

都市計画マスタープランでは、本市の市民サービスの拠点として横手駅周辺を「中心拠点」、十文字駅周辺を「副拠点」、各地域局周辺等を「地域拠点」と定義したうえで、各拠点やその他の地区を利便性の高い公共交通ネットワークで繋ぐ「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」を将来都市構造としています。

また、商工業の発展と行政コストの抑制の両面を見据えた土地利用方針のほか、公共交通ネットワークの充実、まちなか居住の推進と都市機能の確保、特徴ある地域資源の活用等による「元気に安全で安心して暮らし続けられ、風土や歴史を生かしたまちづくり」を新たな視点として示したところです。

今後は、「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」の実現に向けた各種施策を進め、誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現と秋田県南地域の中核を担う都市として持続的な発展を図って参ります。

最後に、都市計画マスタープランの改定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民・事業者の皆様、ならびにご尽力いただきました都市計画マスタープラン見直し策定委員会の委員の方々に心より厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

横手市長 高橋 大

目次

I 全体構想

第1章 計画の目的と内容.....	1
第2章 現況と課題.....	5
第3章 まちづくりの理念とまちづくりの方針.....	28
第4章 将来人口フレーム.....	33
第5章 将来都市構造.....	35
第6章 分野別まちづくりの方針.....	42

II 実現化方策

第1章 土地利用の方針に対する実現化方策.....	65
第2章 市街地整備の方針に対する実現化方策.....	73
第3章 交通関連施設整備の方針に対する実現化方策.....	78
第4章 産業基盤整備の方針に対する実現化方策.....	80
第5章 居住環境整備の方針に対する実現化方策.....	82
第6章 防災・減災の方針に対する実現化方策.....	85
第7章 水と緑の保全と創出の方針に対する実現化方策.....	87
第8章 景観形成の方針に対する実現化方策.....	88

III 地域別構想

第1章 はじめに.....	91
第2章 地域別構想.....	93
1. 横手地域.....	93
2. 十文字地域.....	103
3. 平鹿地域.....	112
4. 雄物川地域.....	119
5. 増田地域.....	126
6. 大森地域.....	133
7. 大雄地域.....	140
8. 山内地域.....	146



IV 立地適正化計画

第1章 立地適正化計画の基本方針	155
第2章 将来都市構造	157
第3章 誘導区域の設定	161
第4章 誘導施設の設定	179
第5章 誘導区域での誘導施策	191
第6章 防災指針	196
第7章 定量的な目標値	230
第8章 施策の達成状況に関する評価方法	233
第9章 届出制度	235

V. 参考資料

1. 策定体制	237
2. 策定経過	238
3. 策定委員会名簿	239
4. 用語集	240



